

# 広報かねがさき Kanegasaki -お知らせ版-



## 新型コロナウイルス感染症が県内で急拡大 感染対策の徹底をお願いします

県内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、県は8月12日、県独自の「緊急事態宣言」を発出しました。

町は、県の緊急事態宣言の発出に伴い、8月13日から当面の間、町主催の全町的な行事の中止・延期や公共施設の休館、学校開放の休止などの対策を講じています。

### 引き続き感染対策の徹底を

県内でも感染力の高い新たな変異株（デルタ株）によると考えられる急激な状況悪化の兆しが見られます。不要不急の外出の自粛、石けんによる手洗い、手指消毒、ワクチン接種後もマスクの着用、密閉・密集・密接を避ける、室内の換気、毎日の健康確認など、引き続き基本的な感染対策の徹底をお願いします。

### 岩手県「緊急事態宣言」発出

(県ホームページ資料、8月26日)

#### ▶ 県民の皆さんへのお願い

・ 不要不急の外出の自粛  
(同居家族以外との会食や路上・公園等における集団での飲酒などの延期や中止)

#### ▶ 事業者へのお願い

・ テレワーク、ローテーション勤務、オンライン会議により、人との接触を低減  
・ 休憩室、更衣室、喫煙室、食堂など、職場内の感染対策の徹底

#### ▶ 学校へのお願い

・ 校外で行う活動（修学旅行、遠足など）における外部との接触がある活動内容の見直し、適切な感染防止策の徹底

#### ▶ 飲食店へのお願い

・ 「いわて飲食店安心認証」取得

#### ▶ 医療機関へのお願い

・ 接触的な検査の実施

※県独自の「緊急事態宣言」は8月12日から、県の直近1週間の新規感染者数(対人口10万人)が10人未満になるまで続きます。

最新の情報については、県のホームページ等でご確認ください。



県ホームページ



10分前

0120・800・417

問 新型コロナウイルスワクチン問い合わせセンター(☎)

また、円滑な接種の運営のため、あらかじめ「予約票」の記入および確認をお願いします。

ワクチン接種の受け付けは、決められた受付時刻からの開始となります。受付場所は大変混み合いますので、受付時刻の10分前程度を目安にお越しください。

8月19日から60〜64歳および基礎疾患のある人向けのワクチン接種を開始しています。

ワクチン接種会場の  
**3密回避に**  
ご協力ください

## 9月3日「ぐっ(9)すり(3)」は「秋の睡眠の日」

睡眠は、私たちの健康と密接な関係があります。不眠や睡眠不足、睡眠リズムが乱れると、イライラしやすくなったり体調が悪くなりがちです。よい睡眠を確保することは心身の健康にとっても大事です。なお、不眠などが改善しない場合は、専門的な治療が必要なこともあるので、医師に相談してください。

### 良い睡眠を確保し、健康的に過ごすためのヒント

- ①毎日規則正しく起床し、朝の陽射しを取り入れ、バランスの良い朝食を食べる
- ②お昼寝は15分、椅子に座り“うとうと”する程度にする
- ③布団は夜寝る時のみ使用し、眠くなってから布団に入る
- ④お昼と夜のメリハリをつけて、夕方以降は情報機器から離れ、ゆっくりと過ごす
- ⑤1日、2日眠れないことがあっても気にせず、翌日はいつもの時間に起床する

☎ 保健福祉センター 元気100歳健康支援係 (☎ 44-4560)

## 9月は「岩手県自殺予防月間」 9月10日～16日は「自殺予防週間」

悩みを抱えている人や身近で支えている人は一人で悩まずにご相談ください。

### ■相談先

相談先	受付時間	連絡先☎
こころの健康相談 統一ダイヤル	平日 午後6時30分 ～10時30分	0570-064-556
よりそいホットライン	24時間対応	0120-279-226
保健福祉センター	平日 午前8時30分 ～午後5時	44-4560
奥州保健所	平日 午前9時 ～午後4時30分	22-2831
岩手県精神保健福祉 センター	平日 午前9時～午後6時	019-622-6955

### 金ケ崎診療所の 診療体制について

新型コロナワクチン接種対応のため、当面の間、**午後の診療は再診予約の人のみ**としています。ご理解の程をお願いします。

☎ 金ケ崎診療所 (☎ 44-2121)

### 高齢者の消費者トラブル 110番週間のお知らせ

県民生活センターは、9月13日(月)～17日(金)を「高齢者の消費者トラブル110番週間」と定め、相談対応を強化し消費者被害の防止に取り組みます。お気軽にご相談ください。

#### ■受付時間

平日：午前9時～午後5時30分  
土日：午前10時～午後4時

■相談窓口・☎ 県民生活センター (☎ 019-624-2209)

### お金や暮らしの相談会 のお知らせ

消費者信用生活協同組合による無料相談会です。専門スタッフや弁護士が、お金や暮らしに関する悩みなどを聞き取り、一緒に解決するお手伝いをします。

■日時 9月11日(土)午前10時～午後4時

■場所 信用生協 北上事務所(北上市大通り1-3-1 北上開発ビル)

■相談対象 ①お金の問題(多重債務等) ②遺産相続③不動産売買 ④税金等公共料金の滞納⑤DV・離婚問題⑥その他暮らしに関する悩みごと

■その他 事前予約が必要です

■予約先・☎ 信用生協北上事務所 (☎ 0120-101-612)

### 暮らしとところの相談会 のお知らせ

岩手弁護士会・日本弁護士連合会主催の無料相談会です。解雇や賃金未払いなどの労働問題、生活保護、多重債務などの生活問題の相談に応じます。

■日時 9月15日(水)午前10時～午後7時

■相談窓口 (☎ 019-626-8101)

### 健康寿命をのばそう！ 9月は健康増進普及月間

9月は健康増進普及月間です。糖尿病、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病は日常の生活習慣と深く関係しています。健康を保持増進するために、運動習慣の定着や食生活を改善し、健康寿命の延伸を目指しましょう。

#### ■健康増進普及月間統一標語

「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ～健康寿命の延伸～」

#### ■身近にできる生活習慣の改善

- ・階段を使う
- ・塩分を控えた食事にする
- ・寝る直前はパソコンや携帯電話を見ない

☎ 保健福祉センター 元気100歳健康支援係 (☎ 44-4560)

## いわてべんごしかい がいこくじんそうだん むりょう 岩手弁護士会の外国人相談【無料】

生活で困っていることなどを弁護士に相談できます。知り合いの人も一緒に相談できます。

一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。

日本語・英語・中国語・スペイン語・韓国語・ベトナム語の通訳

がいます。そのほかの言語の人は相談してください。

相談する場合は、予約が必要です。9月8日(水)までに予約し

てください。

■日にち 9月15日(水)

■時間 15:00～18:00

■場所 アイーナ5階 国際交流センター (〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-7-1)

■連絡先 いわて外国人県民相談・支援センター (TEL:019-654-8900、FAX:019-654-8922、Mail:iwate-support-center@iwate-ia.or.jp)

## ためしてみませんか？こころの体温計

町は、心の健康状態をパソコンや携帯電話で簡単にチェックできる「こころの体温計」システムを導入しています。パソコンや携帯電話を利用して心のストレス度や落ち込み度をチェックできます。

右記のQRコードまたは町ホームページから

☎ 保健福祉センター 元気100歳健康支援係 (☎ 44-4560)



町ホームページ

### 防災情報、クマ目撃情報、町からの大切な情報を



「金ケ崎町からのお知らせ」メールで配信しています

★「もしも」の前に、今すぐ登録



←登録方法はこちら  
(町ホームページ)

# 「秋の全国交通安全運動」が始まります！

☎ 生活環境課（内線 2136）

## ▶スローガン

### 夕暮れ時 あなたを守る 反射材

■運動期間 9月21日(火)～30日(木)

#### ■重点項目

- ①子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保
- ②夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- ③自転車の安全運転確保と交通ルール遵守の徹底
- ④飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

## ▶みんな実践！

### 3（サン）ライト運動

午後4時からの

- ①ライトの早め点灯・減速上向きライト（ハイビーム）
- ②反射材用品・LEDライト等の着用
- ③右（ライト）からの横断者・左からの車に注意

## ▶暗所で大活躍

### 「反射材」販売中！

- ・たすき 100円（税込み）
- ・クリップライト 250円（税込み）

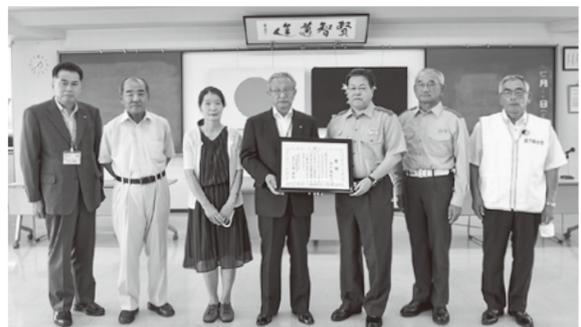
■販売場所 生活環境課（役場1階）

（協力：岩手県水沢地方交通安全協会金ヶ崎分会）



## ▶みんなで交通ルールを守って事故ゼロに

9月30日は交通事故死ゼロを目指す日です



7月29日に交通死亡事故ゼロ3カ年を達成し、奥州警察署で賞状を受け取った高橋町長と関係者（7月30日）

# 森林の伐採には届出が必要です

☎・提出先 農林課（内線 2230）

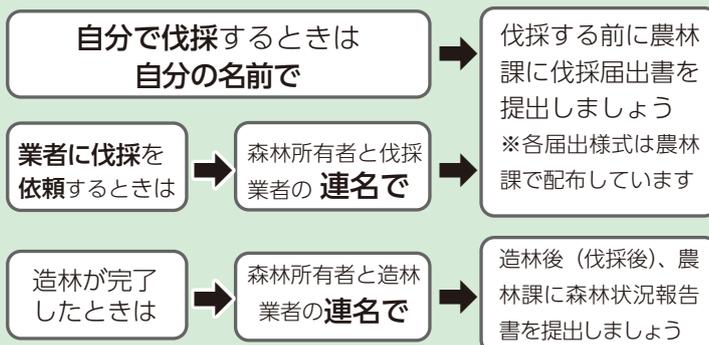
森林は所有している人の財産であるだけでなく、水源涵養<sup>かんよう</sup>や地球温暖化防止などの役割を果たす貴重な資源です。

森林を適切に維持管理するため、町内の森林の立木を伐採するときは、事前に届け出ることが森林法で定められています。また、伐採後の造林が完了したときは、その状況について報告することが義務付けられています。

■伐採するとき ▶届出時期：実際に伐採を始める90日から30日前まで

■造林したとき ▶報告時期：造林が完了した後30日以内

#### ■届出の流れ



## 森林の開発にも手続きが必要！

許可のない開発は違法です。次のような森林の開発には事前に岩手県に対する手続きが必要です。

- ▶保安林での立木の伐採や土地の形質の変更
- ▶保安林以外の森林での1haを超える林地開発行為（農地・宅地造成、太陽光発電設備設置、採石場等）

☎ 県南広域振興局林務部（☎ 48-2426）